

南越前町 成人式

日時 平成24年1月8日(日)

午前10時30分～

(受付 午前9時30分～)

場所 南条文化会館ホール

対象者 平成3年4月2日～

平成4年4月1日

生まれの方

問合せ

教育委員会 ☎47-3810

今庄事務所 ☎45-8003

河野事務所 ☎48-7711



事業者の皆さまへのお知らせ

従業員の住民税は

特別徴収(給与天引き)で!

個人住民税の特別徴収とは、事業者(給与支払者)が個人住民税の納税義務者である従業員(給与所得者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員の住所地の市町に納める制度です。

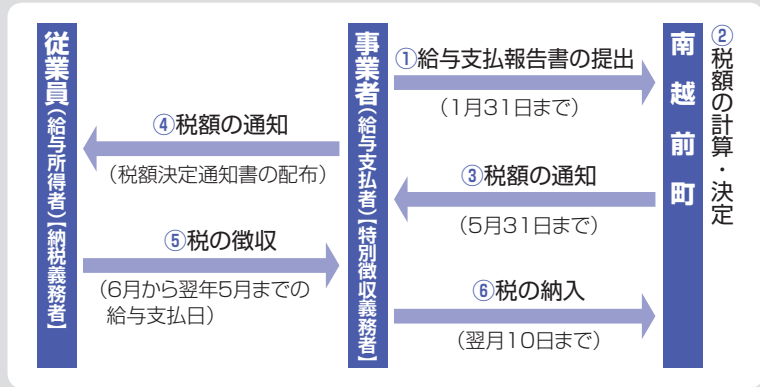
※給与を支払い、所得税の源泉徴収の義務のある事業者は、原則として個人住民税の特別徴収を行うこととなります(地方税法第321条の4および南越前町税条例による)。

☆特別徴収のメリット☆

従業員にとっては、納税のために金融機関や役場へ向う手間が省け、納め忘れがなくなります。また、普通徴収(自ら納付)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、1回あたりの負担額が小さくなります。

※税額は役場から通知しますので、事業者が計算する必要はありません。

問合せ 町民税務課 TEL47-8014



消費生活見守り隊



子どもの安全を守るためライター等の販売が規制されています!

問合せ 総務課 ☎47-80000

使用にあたっての注意

- ! 子どもの手の届かないところにおきましょう
- ! 子どもに触れず、火遊びの危険性を教えましょう
- ! 不要なライターはきちんと捨てましょう

過去10年間に、子どものライターによる火遊びが原因での火災事故が多発し、死傷者も出ていることから、昨年12月に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行。今年9月27日以降、*PSCマークがない、使い捨てライターや多目的ライター(点火棒)の販売が禁止されました。

※PSCマークは、ライターなどの特定製品を製造または輸入する事業者が、技術基準に適合するなどの義務を果たした場合に付される表示です。PSCマークの付いたライターは、爆発性、強度などの安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)などが施されています。



◀ 2012年版カレンダーを全戸に配布しました。悪質商法被害防止のために、玄関や電話の近くなど目につきやすいところでお使いください。

